

入院診療に関する院内掲示

*回復期リハビリテーション病棟入院料に関する事項(3階病棟)

当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は27人以内です
- ・深夜1時～朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は27人以内です

*入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)、適温で提供しています。食事提供時間は、朝食(8時)、昼食(12時)、夕食(18時)です。

*入院期間が180日を超える入院について

平成14年4月1日の診療報酬改定に伴い、入院期間が180日を超える患者様について、健康保険一部負担金とは別に、選定療養費をいただくことになっています。

※厚生労働大臣の定める疾病及び状態にある場合は除く

一般病棟入院基本料 特別入院基本料 1日につき1,010円(税込)